☆**☆

ニッセイメール配信サービス（メルマガ）

【メルマガ内容】

ＤＢ基金（　）　　ＤＢ規約（　）　　ＤＣ　　（　）
厚年基金（　）　　会計基準（　）　　その他　（○）

【タイトル】企業年金・個人年金制度の現状や、今後の検討課題等について共有化／社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第１回）

☆**☆

平素より当社社業につき格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

厚生労働省は、２０１９年２月２２日、社会保障審議会企業年金・個人年金部会（第１回）を開催しました。同部会は、企業年金部会を改組し、私的年金に関する検討を行う部会として新たに設置されたものです。今回は、企業年金・個人年金制度の現状等について事務局から説明があり、今後の検討課題について事務局案が示された他、次回以降の部会の進め方について、説明が行われました。

【議事】

（１）企業年金・個人年金制度の現状等について

○資料に沿って事務局から説明

○主な検討課題（事務局案）［資料１．Ｐ４８］

・就労期間の延伸を制度に反映し長期化する高齢期の経済基盤を充実するとともに、高齢期における多様な就労と私的年金・公的年金の組合せを可能にする環境の整備など
（加入可能年齢、拠出限度額、受給開始可能年齢などの拠出時・給付時の仕組み）
・従業員の老後資産の形成に向けた事業主の取組を支援する環境の整備など
（中小企業施策、柔軟で弾力的な設計、事務負担の軽減など）
・働き方や勤務先に左右されない自助努力を支援する環境の整備など
（iDeCo の普及・改善、ポータビリティの拡充など）
・老後資産の形成・取り崩しに関する選択を支える環境の整備など
（運用方法等に関する情報提供や投資教育の充実など）
・企業年金・個人年金制度を安定的に運営するための体制の整備など
（企業年金のガバナンスの確保、制度を支える企業年金連合会・国民年金

基金連合会等の基盤強化など）

（２）次回以降の進め方について（案）

＜３月＞
・「企業年金・個人年金制度に関する検討課題」として考えられる点について、関係団体（※）からヒアリング（複数回実施を検討）

※労使団体、企業年金連合会、国民年金基金連合会、金融機関等

＜４月＞
・ヒアリングを踏まえ、各課題について議論

事務局から示された企業年金・個人年金制度に関する主な検討課題や、次回以降の進め方については、委員から主なものとして次のような意見が出されました。

【委員からの意見】

－特に中小企業において企業年金のカバレッジが低下しており、適格退職年金の廃止や厚生年金基金の減少部分を、確定給付企業年金制度や確定拠出年金制度が十分にフォローできていないと感じる。個人の自助努力に過度に期待するのではなく、企業規模や雇用形態に関わらず、全ての労働者に企業年金が適用されることを目指し議論を行うことが重要。（労働組合）

－個々の年金制度の公平性に配慮することで、制度・手続が複雑化し、加入が妨げられる可能性もあるので、各制度の公平性や整合性と、分かりやすさのバランスという観点も重要である。
また、年金制度の一翼をになう金融機関にとって取組みやすい制度とするために、制度を構築する前に各機関と事前のコミュニケーションを図ることも必要である。（シンクタンク）

－高齢期の就労期間の延伸のみだけではなく、現役世代の就労機会の多様化を踏まえる必要がある。例えば、ポータビリティの拡充等は、企業の目線から更なる検討が必要である。
企業年金制度は、各社の多様なニーズを踏まえて柔軟な制度設計ができることが重要であり、その点に配慮をお願いする。その観点から、確定拠出年金制度については、経済界として従来から要望しているものの解決がなされていない、中途脱退要件の緩和等、複数の課題が残っていると認識しているので、さらに踏み込んだ議論を期待する。（日本経団連）

－確定拠出年金の拠出限度額については、分かりづらいという意見がある。
（社会保険労務士、ＮＰＯ法人）

－確定給付企業年金と確定拠出年金では、一時金での受取りが多数を占めており、年金受取を選択した場合も、終身年金ではなく有期年金が多数を占めている。給付のあり方についても議論が必要。
老後の資産形成という観点では、国民一人一人が退職後の所得確保に備える「枠」を持ち、それを何で埋めるかは自由であるという制度とすることがフェアだと考える。（大学教員）

＊当日の資料は、以下の厚生労働省ＨＰに掲載されています。
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000204064_00002.html

～メルマガのバックナンバーを掲載しています～
http://www.nenkin.nissay.co.jp/info/report.htm
バックナンバーでは、過去の年金ＮＥＷＳ・メルマガに加え、マーケット情報等（Ｄａｉｌｙ市場レポート、臨時市場レポート、第１特約運用状況）をご覧いただくことができます。

＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝＝

日本生命保険相互会社
団体年金部
団体年金コンサルティンググループ
年金 NEWS・基金照会窓口
ＴＥＬ 03-5533-5572
ＦＡＸ 03-5533-5228
E-mail kikinmadoguti@nissay.co.jp